

税の申告はお早めに

申告期間は

2月18日～3月17日

今年も、市・県民税の申告受付が始まります。会場は大変混雑しますので、時間に余裕を持ってご来場ください。

市・県民税の申告 問合せ 税務課・内線262 5～2628

申告に必要なもの

- ①市役所からお送りした申告書
- ②昨年中の収入および経費の内訳が分かる書類
- ③給与所得者は源泉徴収票
- ④年金を受給されている方は公的年金等の源泉徴収票
- ⑤国民健康保険税・国民年金・介護保険の領収証書等
- ⑥生命保険料の控除証明書
- ⑦地震保険料の控除証明書
- ⑧印鑑

※申告書は2月14日ごろにお送りします。申告書が届かない方、申告書がなくても申告が必要と思われる方は、直接会場においでになるか、電話でお問い合わせください。

申告が必要な方

- ▶ 事業を営んでいる方
- ▶ 地代や家賃などの不動産収入がある方
- ▶ 給与収入（パート収入を含む）がある方
- ▶ 配当・原稿料などの収入がある方
- ▶ 年金を受給されている方
- ▶ 国民健康保険に加入されている方

申告が必要ない方

- ▶ 勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている方
- ▶ 所得税の確定申告をされる方
- ▶ 申告書が届いた方で、前記に該当する方およびその同居する扶養親族の方

《市・県民税の申告》日程と会場	
2月18日（月）～22日（金）	市役所 2階市民フォーラム
2月24日（日）～3月7日（金）	市役所 2階 209 会議室
3月10日（月）～3月17日（月）	市役所 2階市民フォーラム

※受付時間は午前8時45分から午後4時まで。※土・日曜・祝日はお休みです（2月24日の日曜は受け付けを行います）※所得税の還付申告等の受付は正午～午後1時はお休みです

※申告開始後数日間および期限間近は、会場が大変混雑します。混雑時には午前中受付分を受付終了時間前に打ち切ることがありますので、あらかじめご了承ください。

所得税等の確定申告 問合せ 川口税務署（申告案内窓口） ☎252-5186

確定申告書の作成はご自分で

- 確定申告書は郵送でも提出できます。
- e-taxでの提出は大変便利です。詳しくは国税庁またはe-taxのホームページをご覧ください。
- 確定申告書の書き方については次の日程で、直接ご相談いただけます。（期間内は、税務署に確定申告書作成会場はありません。各会場へお越しください。）

※受付時間は午前9時から午後4時まで。2月24日と3月2日の日曜は開設します（混雑状況により、受付時間内でも受付を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。※お車、自転車等でお越しの方は、会場周辺の駐車場、駐輪場（いずれも有料）をご利用ください。

《所得税の申告》日程と会場	
2月13日（水）～15日（金）	川口総合文化センター・リリア 1階
2月18日（月）～3月4日（火）	キューボ・ラ4階川口駅前市民ホール フレンジア
3月5日（水）～17日（月）	川口総合文化センター・リリア 1階

平成20年度 住民税の主な税制改正

●市・県民税住宅借入金等特別税額控除の創設

19年度からの税源移譲により、所得税が減額されたために控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。

18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、19年分以降所得税から控除しきれなかった額がある場合には、毎年3月15日まで（20年は3月17日まで）に申告することにより、翌年度の住民税から控除できます。

●18年から19年にかけての所得変動に係る経過措置について

19年度からの税源移譲により、所得税の税負担の軽減の影響を受けず、住民税の税負担の増加の影響のみを受ける方（19年に所得税が課されない方）について、20年7月1日から7月31日までの間に申告することにより、既に納付済の19年度住民税から、税源移譲により増額となった住民税相当額の還付を受けることができます。

●地震保険料控除の創設

近年多発している地震災害を受け、地震保険料控除が創設されました。これにより、従来の損害保

【地震保険料控除内容と限度額】

控除内容	控除限度額
地震保険契約に関する保険料の1/2	25,000円
《経過措置》平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従来の損害保険料控除が適用されます	10,000円
地震保険料と長期損害保険がある場合（地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計）	25,000円

険料控除（一部の長期損害保険を除く）は廃止になりました。

●17年1月1日現在65歳以上であった方への、老年者非課税措置廃止に伴う経過措置について

18年度から、65歳以上で合計所得金額125万円以下の方に対する非課税措置が廃止され、その経過措置として、18年度には税額の3分の2、19年度には税額の3分の1を減額していましたが、20年度にはこの減額措置がなくなり、5月26日 税務課・内線2628



ねんきん特別便をお届けします

～ご確認をお願いします～

◆「ねんきん特別便」を順次発送しています

年金記録の中で、基礎年金番号に結びついていない約5千万件の記録について、19年11月からコンピューターで、個人を特定する作業を開始しています。

この作業で、基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に「ねんきん特別便」を順次郵送しています。

◆「ねんきん特別便」が届いたら

「ねんきん特別便」が届きましたら、ご自身の記録に漏れがないか、確認をしてください。

また、「確認はがき」と「年金加入記録照会票」が同封されていますので、郵送された内容に訂正等がない場合は「確認はがき」を、訂正の必要がある場合は「年金加入記録照会票」を、速やかに提出してください。

ご本人からの回答をもって、記録の確認作業が完了しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆住所を変更された方は届出をお願いします

大切な「ねんきん特別便」を確実にお届けするために、住所変更の届出がお済みでない方は、早急な手続きをお願いします。(住所の変更・訂正は、ご自身による手続きが必要です。)

●届出先

【国民年金第1号被保険者】

市国保年金課 (市役所1階)

【厚生年金加入者および国民年金第3号被保険者】

厚生年金加入者のお勤め先の社会保険担当者へ

【年金受給者】

浦和社会保険事務所またはお近くの社会保険事務所

◆結婚等で名字が変わった方

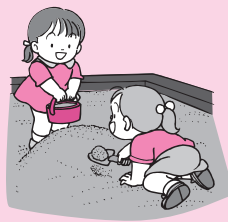
結びつく可能性のある記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更のお届けがない方は、変更の届出をお急ぎください。

問合せ 市国保年金課・内線3225、浦和社会保険事務所 ☎048-831-1611

20年度 保育所入所の追加受付

▼20年4月から認可園として開設予定のマリヤ保育園に限った入所の追加受付を行います。

受付期間 2月19日(火)～21日(木) 午前9時～午後8時
受付場所 子育て支援課(市役所2階)
入所対象年齢 0歳～2歳児(17年4月2日以降に生まれ、20年4月1日現在で、生後8週以上)のお子さん
必要書類 2月1日(金)から子育て支援課で配布する「入所のしおり(追加受付)」で確認ください。
問合せ 子育て支援課・内線3924、3925



有料広告を募集します

▷募集枠および広告料

広告媒体	掲載期間	募集枠	広告料
① 広報はとがや	5月号から3ヶ月	4枠	月額1枠 1万円
② 市ホームページ	随時募集中 (詳しくはお問い合わせください)		
③ 全庁共通用封筒 (郵送用封筒)	5月～21年4月 (印刷予定枚数6万枚)	4枠	年額1枠 5万円

▷規格 ①広報はとがや＝縦45・6mm×横90mm(2色刷)、②市ホームページ＝縦60ピクセル×横150ピクセル、4Kバイト以内、GIF形式(アニメーション不可)

③「全庁共通用封筒(郵送用封筒)」縦45mm×横100mm

▷対象 次のいずれかに該当する広告は、掲載できません。

●市の公共性、中立性およびその品位を損なうおそれがあるもの ●風俗営業等に規制および業務の適正化に関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの ●政治活動、宗教活動、意見広告および個人の宣伝に係るもの ●公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの ●その他広告として掲載することが妥当でないと市長が認めるもの

▷申込み 「有料広告掲載申込書」に必要事項を記入し、原稿を添えて、3月14日(金)までに提出してください。※審査のうえ、掲載の可否をお知らせします。

▷提出・問合せ ①②秘書広報課広報広聴係・内線2126、③庶務課管財係・内線2321

※申込書・要綱・基準はホームページからダウンロードできます。次回「広報はとがや」および「市ホームページ」の広告募集については、5月号に掲載予定です。



大切な命を助けられるように 普通救命講習会

自動体外式除細動器(AED)の取扱いを含めた普通救命講習会を開催します。
日時 3月16日(日) 午前9時半～午後0時半

場所 中央公民館
定員 20人(市内在住または在勤者)
申込み 2月15日(金)から

問合せ 消防課警防係 ☎281・011



埼玉県都市競艇組合が主催する戸田競艇の収益金は鳩ヶ谷市の貴重な財源になっています

2月の開催日程 2月1日(金)～2月4日(月)、7日(木)～10日(日)、27日(水)～3月3日(月)